

公民館情報

令和5年度前期講座募集開始します！

▼ 募集期間

5月2日(火)～5月16日(火)
※申込者が募集定員を超えた場合は抽選

▼ 講座期間

6月～9月

▼ 講座内容

【麻生公民館】デトックスヨガ、暮らしを彩るハーブ、竹カゴバックづくり、インターネット活用、巻きずし等

【北浦公民館】タイルクラフト&ガラスアート、フラダンス、子ども絵画レッスン、寄せ植え、消しゴムハンコ等

【玉造公民館】骨盤健康体操、ワンポイント英会話、レカンフラワー、ビーズアクセサリ、苔テラリウム等

▼ 申し込み方法

- ・各公民館に直接電話で申し込み
- ・「前期講座募集案内」チラシのQRコードから申し込み

【問】 麻生公民館 ☎ 0299-72-1573
北浦公民館 ☎ 0291-35-3777
玉造公民館 ☎ 0299-55-0171

行方歴史探検 2023 2

西蓮寺 ～相輪櫓～

場所：行方市西蓮寺

戸羅度山曼珠院西蓮寺は、天台宗総本山比叡山延暦寺の末寺で、桓武天皇の勅願によって伝教大師最澄の高弟、最仙が延暦元(782)年に開創したと伝えられる古刹です。仁王門や相輪櫓などの国指定文化財を所有し、特に相輪櫓は、元寇(弘安の役)の戦勝記念に建立したもので、国内では西蓮寺のほかには比叡山延暦寺、日光山輪王寺にしかない貴重な文化財です。また、西蓮寺の相輪櫓は高さ約10mで、3つの相輪櫓のうち最大です。現地の案内板に掲載しているQRコードをスマートフォンやタブレットで読み取ることで、嘉堂英源住職の説明を聞いたり、相輪櫓を上空から映した映像を見たりすることができます。行方市の素晴らしい文化財を通して、歴史の息吹を感じてみてはいかがでしょうか。



【問】生涯学習課文化・社会教育グループ ☎ 0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター！

5月は消費者月間です！！

消費者基本法が昭和43年5月に施行され、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

令和5年度の消費者月間の統一テーマは「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」です。社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及等、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、さまざまな情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

消費者が、行政や事業者等から得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

行方市消費生活センターでは、消費者トラブルのご相談を受け、情報の収集・提供を行っています。最近では「身に覚えのない不審なSMSが届いた」等といった架空請求の相談や「お試しかと思い、注文したところ定期コースになっていた」といったさまざまなご相談が多く寄せられております。少しでもおかしいと感じた場合は、行方市消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を！ —

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎ 0291-34-6446